

事務職員と私費会計について

～今後の関わりについて考える～

福岡県立学校事務職員協会 筑後地区事務研究委員会

発表者 福岡県立三池工業高等学校 事務長 小田 雅子

福岡県立八女農業高等学校 事務主査 今津屋 修

はじめに

私たち事務職員を取り巻く様々な環境は大きく変化しており、その流れに対応していくことは容易ではありません。近年の厳しい財政状況の下、本県におきましても大規模な組織再編成及び業務のアウトソーシングなど様々な改革が行われる中、各県立学校における県費に係る運営費予算が年々削減されている状況があります。

また、平成24年3月には「福岡県行政改革大綱」が策定され、職員定数の削減等新たな改革に平成28年度末までに取り組むことになっています。この他にも庶務事務の集中電子化や平成22年度から始まった授業料の無償化等これまでの業務概念を根本的に見直さざるを得なくなっています。

このような状況を背景に、学校教育活動費に占める私費の割合は年々上昇しており、ますます重要な役割を担うようになっていきます。

このため、学校運営費において特色ある教育活動を実現するためには、県費だけでなく私費（学校徴収金）を含めた包括的な予算運用が不可欠になってきています。

私費業務について、本県では平成12年「学校徴収金等取扱要綱」「学校徴収金等取扱マニュアル」により公費に準じた事務処理が規定されているため、保護者の信託に基づく適正な事務処理が求められています。そこには当然文書主義であることや透明性を確保しなければなりません。最近の私費に対する行政監査の実施などは私費（学校徴収金）に対する県民の関心・注目の高まりを示しています。

私たち事務職員が準公金である私費に関わらざるを得ない現状がある一方、事務職員の正式な職務であるという明確な位置づけは法的にないのも事実です。このよう

に「あいまいさ」を残しながらも、教育活動上重要な役割を担う私費について、もはや無関心でいられない現状があります。

そこで、筑後地区事務研究員委員会では、私費業務について各学校の現状を把握するための「学校実態調査」及び個々の事務職員の私費への関わりや関心度を知るための「職員意識調査」を実施しました。そして、その調査結果をもとに私たち事務職員と私費業務との今後の関わりについて研究することとしました。

調査対象は、筑後地区の県立高校23校、特別支援学校5校、事務職員113名（育児休業者を除く）です。

問1 私費（学校徴収金の収入及び支出）の実務担当者
はどなたですか。また決裁の回覧順（事務長まで）
を下記の数字にてお書きください。

担当者 1) PTA 雇員 2) 事務長 3) 事務次長（以下
「次長」） 4) 3以外の事務職員 5) 教員
6) その他（ ）

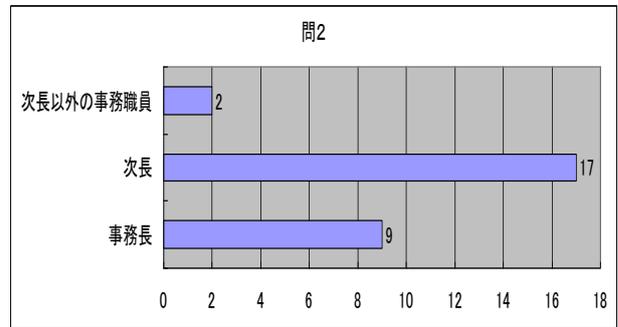
回覧順 () → () → () → () → ()

実務担当者	PTA雇員	9
	PTA雇員、次長以外の事務職員	4
	PTA雇員、事務長	2
	PTA雇員、次長	1
	PTA雇員、次長、その他	1

	PTA職員、事務長、次長、次長以外の事務職員	2
	PTA職員、事務長、次長、次長以外の事務職員、その他	1
	次長	1
	事務長	4
	事務長、教員	1
	事務長、次長以外の事務職員	1
	事務長、次長以外の事務職員、教員	1
	計	28
回覧順	PTA職員→事務長	8
	PTA職員→次長→事務長	3
	PTA職員→次長以外の事務職員→次長→事務長	3
	PTA職員→次長以外の事務職員→事務長	2
	(PTA職員、次長以外の事務職員、その他)→ 次長→事務長	1
	教員→PTA職員→次長→事務長	1
	教員→PTA職員→事務長	1
	教員→次長→事務長	1
	教員→次長以外の事務職員→次長→事務長	1
	教員→事務長	1
	教員→その他→次長→事務長	1
	次長→PTA職員→事務長	1
	次長→次長以外の事務職員→事務長	1
	事務長のみ	2
	その他→PTA職員→次長→事務長	1
	計	28

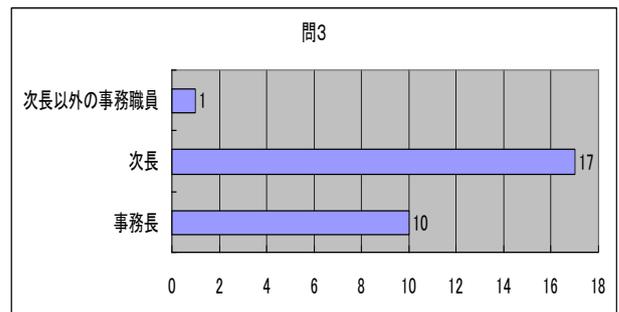
問2 修学旅行契約事務担当者とはどなたですか。

- 1) PTA 職員 2) 事務長 3) 次長
4) 3以外の事務職員 5) 教員 6) その他 ()



問3 指定物品契約事務担当者とはどなたですか。

- 1) PTA 職員 2) 事務長 3) 次長
4) 3以外の事務職員 5) 教員 6) その他 ()



実務担当者について、特別支援学校以外（約80%）については、PTA職員の存在があります。

特別支援学校の実務については、PTA会費が小規模でありPTA職員の人件費捻出が不可能なため、ほとんど専ら事務長が行っています。

実務及び回覧いずれも事務長とPTA職員の2人で完結する割合が26%を占めています。これは事務職員が、県費業務に専念している現状を反映していることが考えられます。

回覧での事務長以外の事務職員の関わる割合は約68%と、実務への関連は少数であっても、回覧はされているケースが多いので、相互チェックの体制が整っているとと言えます。

回覧での教員（特にクラス会費での支出伺起案等）の関わる割合は23%あり、支出伺等クラス会計費でのクラス担任の関連が多いものと思われます。

福岡県では、平成12年制定の「学校徴収金等取扱マニュアル」に沿って修学旅行、指定物品について業者選定及び事務処理等を行っています。契約事務担当者は、おおむね事務長、次長に二分されます。

「契約」という事務的性質上では、事務職員が関連すべきと思われませんが、「私費」の予算的性質上、「学校徴収金等取扱マニュアル」制定時は事務長が行っているケースが多かったようですが、現在（今回のアンケート結果）では事務長が35%、残りの約65%は次長が行っています。

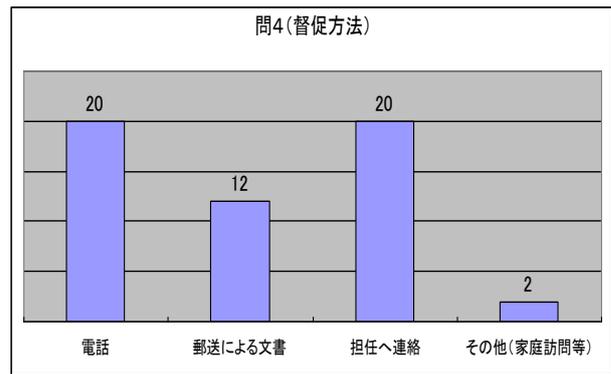
問 4 徴収及び督促はどなたが行っていますか。また督促方法も教えてください。

例月分（その他校納金等）

- 徴収 1) PTA 雇員 2) 事務長 3) 次長 4) 3 以外の事務職員 5) 教員 6) その他 ()
- 督促者 1) PTA 雇員 2) 事務長 3) 次長 4) 3 以外の事務職員 5) 教員 6) その他 ()
- 方法 1) 電話 2) 郵送による文書 3) 担任へ連絡 4) その他 ()

随時分（ex.年 1 回の「一括徴収金」等）

- 徴収 1) PTA 雇員 2) 事務長 3) 次長 4) 3 以外の事務職員 5) 教員 6) その他 ()
- 督促者 1) PTA 雇員 2) 事務長 3) 次長 4) 3 以外の事務職員 5) 教員 6) その他 ()
- 方法 1) 電話 2) 郵送による文書 3) 担任へ連絡 4) その他 ()



徴収事務について、福岡県では、例月分の授業料等徴収金において、指定金融機関と県教育委員会との連携による徴収金収納システムが導入されています。授業料無償化の現在においても、例月徴収金についてこのシステムを使用しています。当時の授業料徴収担当者は、次長以外の事務職員が多数であったため、その名残で次長以外の事務職員が行っているケースが 67%となっています。

一括納入金等随時徴収分（以下 随時分）については、例月分と異なり PTA 雇員の割合が大きくなります。これは前述のシステムを使用せずに現金徴収が増えるためと思われます。

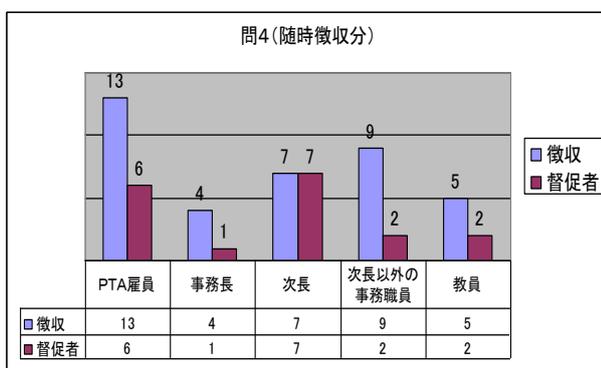
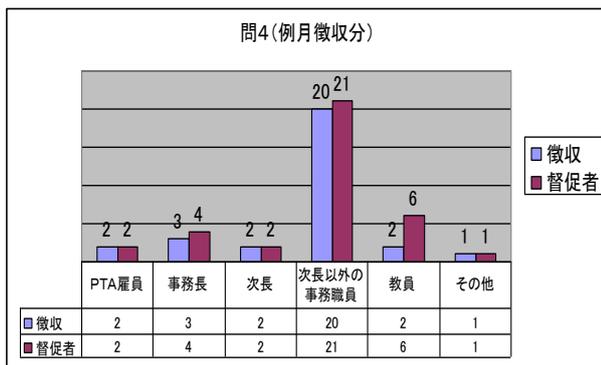
督促について、例月分については、徴収者と同じ担当者が行っているケースが多いようです。PTA 雇員が督促を行っている割合は 6%と僅かです。これも前述の徴収金収納システムとの関連があるためと思われます。

随時分の督促については、例月分と異なり PTA 雇員の割合が高くなります。これは徴収と同様にシステムを使用せずに現金徴収が増えるためと思われます。また、随時分の督促者に次長が増えるのは、指定物品担当等学校徴収金のとりまとめを行っているためと思われます。

督促方法については、従来通りの電話・文書による方法に加え、担任等教員との連携が不可欠となっているようです。

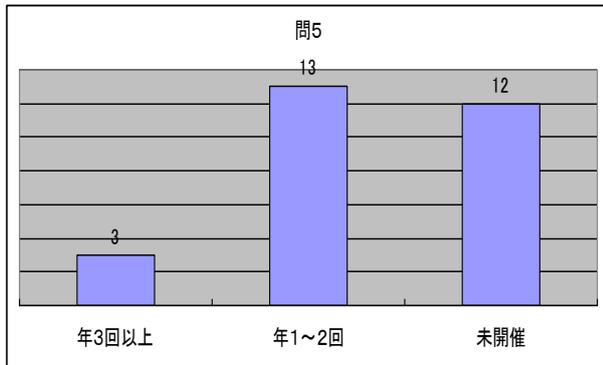
授業料無償化により保護者の納入意識が薄れる傾向もあり、さらに未納者への督促に苦慮している学校もあります。

督促業務については、今でもなお担当者の精神的負担は残っています。



問 5 学校徴収金等検討委員会は、どの程度開催されていますか？

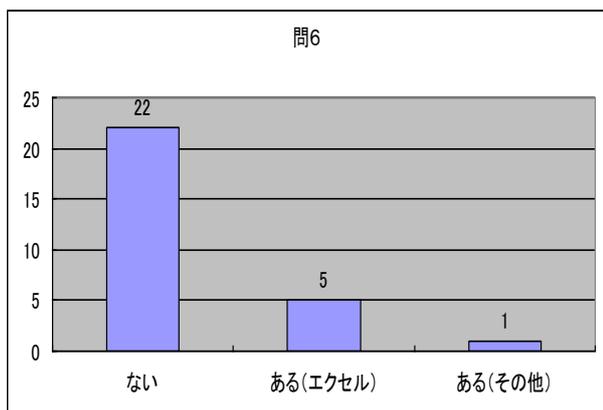
- 1) 年3回以上 2) 年1～2回 3) 開催していない



本県の「学校徴収金等取扱マニュアル」に沿って、半数以上が開催されていますが、未開催校については、必要に応じ開催する予定とのことでした。

問 6 私費事務処理のための会計ソフト等を使用されていますか。あれば内容を教えてください。

- 1) ない
2) ある 内容→1) 市販ソフト 2) 担当者作成のエクセルソフト 3) その他 ()



「ない」が約80%近くを占めています。学校により内容や、担当者の処理方法の相違があるためと思われます。

「ある」については少数でしたが、その中ではエクセルソフトが多数です。各校の事情によりそれぞれ使い勝手を考え、作成していると思われます。

以上が各学校宛て「実態調査」の結果です。

全体の印象は、各校とも学校徴収金等私費に関する事務職員の関わり度は様々なようです。

80%以上の学校にはPTA 役員が配置されていますが、私費の予算措置が困難な特別支援学校では、専ら事務長が実務者となっています。このような中で、県費の事務職員が関わる割合は65%で、年代又は職名別に関わり度が異なっていることが分りました。

収入に関してはかつての授業料担当者、支出に関しては指定物品等の契約において県費業務の同担当者が行っている等、事務長以外の事務職員が関わっている傾向が見られました。また、督促業務は事務職員が行っている学校が90%以上あります。

私費業務は学校によって取り扱いが異なったり、過去からの経緯により担当の割り振りが行われたりして、統一的な事務処理を行うことは困難な状況があったからだと思います。結果的にPTA 役員と事務職員とが私費業務のすみ分けを行っているようです。

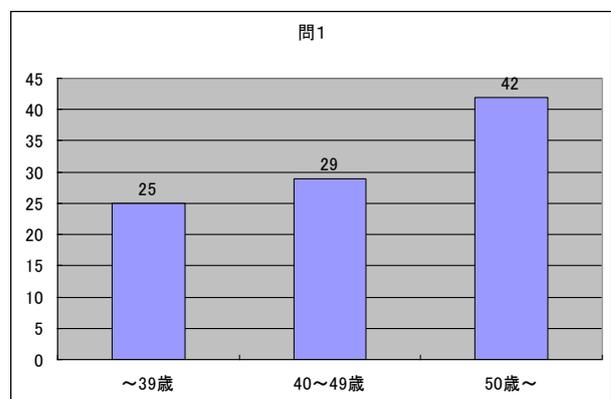
いずれの学校でも、私費に関する事務の適正かつ効率的な執行を推進するために、事務職員が私費に取り組んでいる姿がうかがえます。

そこで、このような状況を背景に今度は、事務職員一人ひとりの意識調査を実施し、現状と今後のあり方等について分析を行うこととしました。

(回答者数96名)

問 1 あなたの年齢をお尋ねします。

- 1) ～39歳 2) 40～49歳 3) 50歳～



問 2 あなたの私費に対するイメージはどのようなものですか。(文言回答)

回答 (抜粋)

～39 歳	・生徒保護者に深くかかわるもの
～39 歳	・県費ほどは規則に縛られないお金
～39 歳	・生徒に直接還元される
～39 歳	・様々な教育活動を行う上で欠かせないもの、学校にとって重要なもの
40～49 歳	・公務としての位置づけが明確でなく、押し付けられるもの
40～49 歳	・行事等の支出事務、今後はその役割が大きくなる
40～49 歳	・私費が潤沢な学校は金銭面では助かるが、事務処理が煩雑、逆の場合はその反対
40～49 歳	・学校によりやり方が微妙に違っており、支出方法も手書きが多く煩わしい
50 歳～	・安易に徴収しすぎ。学校運営費は本来県費で賄うべき
50 歳～	・かつては、県費で執行しづらい支出を私費でお願いするといった側面があったが、今では私費なくしては様々な特色ある教育活動はできないと思う。学校の重要な教育活動の財源である

年代別で見ると、30代以下では「重要」「必要不可欠」という表現が多くみられますが、40代以上になると、私費に対する重要性を認識しながらも「面倒」「繁雑」「煩わしい」というイメージが強くなります。また、県費程の制約を受けないことへの期待感もうかがえます。50代については、事務長職が多くを占めることから、より現実的な意見がありました。

全ての年代の職員が学校運営上、私費は重要な財源であることは認めている反面、予算規模や用途については学校によって異なるため、大変であると感じる傾向にあるようです。

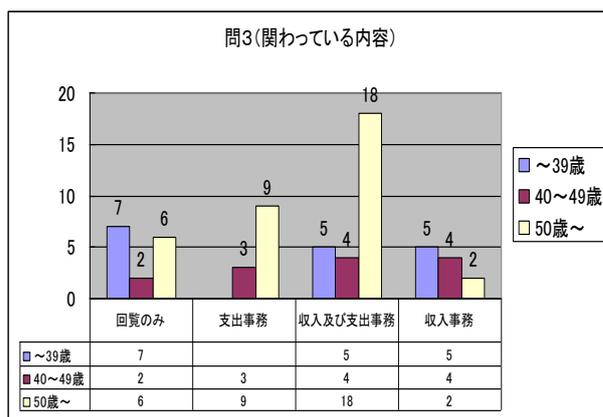
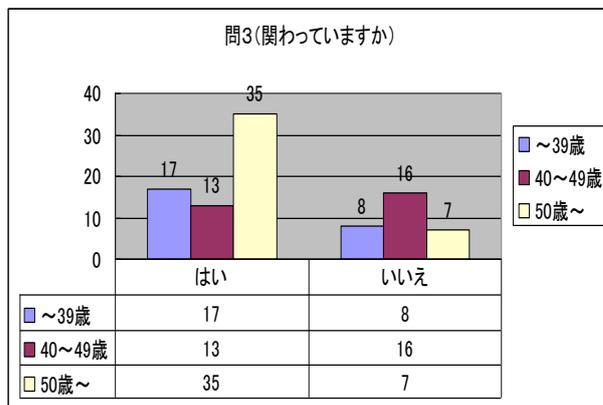
また、公務としての明確な位置づけがないため、押し付けられるものとの印象さえあります。さらに、保護者負担を伴うことから、現状に対し安易に徴収しすぎるといった批判の声も一部あります。

今後は、さらに特色ある教育活動を担う財源としての性格を有することは、衆目の一致であると考えられます。

問 3 あなたは現在すでに私費（学校徴収金の収入及び支出）の事務処理に関わっていますか。

関わっている場合、どの程度関わっていますか。

- 1) はい 内容→①回覧のみ ②収入事務
③支出事務 ④収入事務及び支出事務
- 2) いいえ



※ 「はい」とご回答の方で、何か困っていることがあればご記入ください。

回答 (抜粋)

～39 歳	決算、予算、監査が大変なこと
～39 歳	校納金の滞納者が多く、督促で多くの時間を費やすこと
50 歳～	生徒数が減少していく中、減収する予算規模で、特色ある教育活動への支援が今後も継続してゆけるか懸念される

私費の事務処理については、回覧のみであっても68%の職員が関わっているとの回答が出ています。

そのうち年代別では50代が半数以上となっています。これは次長以上の職からの関連とされます。次に多いのは30代以下となっていますが、これは収入事務（旧授業料）担当者及び定時制担当者がこの年代に多いためとされます。

一方、40代については、県費による特色ある教育活動の中核を担う年代が多いため、私費事務への関連が比較的浅くなっているようです。

30代以下は、全く支出事務に関わっていないのが特徴的です。また、回覧のみは約4.2%、収入事務は約30%となっていますが、この年代は毎月の校納金の担当者が多いため、支出事務に対し収入事務に関わる割合が高くなっています。これは、前述の金融機関との収納システムでの関連とされます。

30代以下の収入及び支出事務関連は、定時制事務とされます。福岡県では、定時制においてはPTA職員が存在しないため、定時制事務職員が私費会計の事務処理全般を行うことが通常となっています。

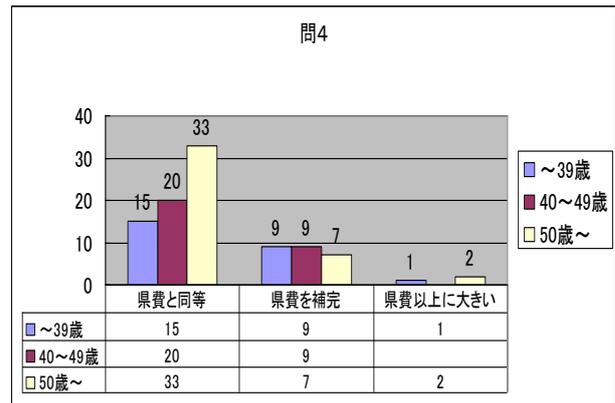
40代、50代と年齢が高くなるに従って、支出関係に関わる割合が高くなってきます。これらの年代は次長や事務長が多くを占めるため、直接私費会計に従事している実態を反映していると言えます。

また、50代で収入及び支出事務関連が圧倒的に多いのは、事務長としての私費会計全般の統括的立場によるものと考えられます。

「困っていること」については、前述のとおり収入、特に督促業務への負担を危惧する回答が多数見られました。

問4 学校における私費（学校徴収金）の役割とは

- 1) 県費と同等に教育活動を担うもの
- 2) 県費を補完するもの
- 3) 県費以上に役割は大きい



どの年代も、県費同様教育活動を担うものとの認識が定着しています。年代別にみると、30代以下が60%、40代が69%、50代が78%となっています。

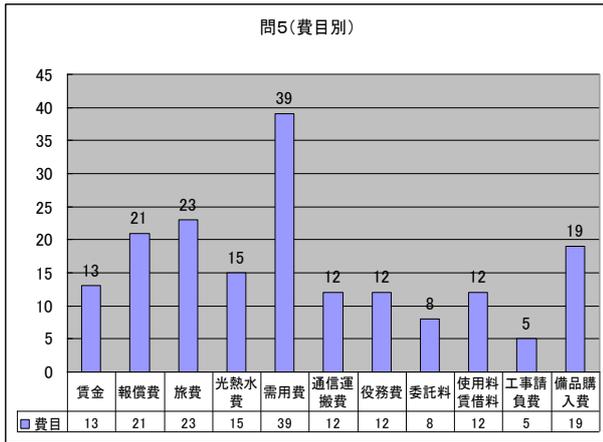
少数ではありますが、県費以上に役割は大きいと考える意見は、県費と比較して弾力的運用の可能性や、今後私費の重要性が高まることを見通してのことと考えられます。

県費予算縮小の中、私費に対する意識が、従来の県費の補助的な存在から、県費と同等の存在へと変化していることがうかがえます。

一方で、県費の補完的存在とする意見も根強くあり、全体で約26%を占めています。

問5 現在、県費による支出を行っているもので、今後私費による執行を望むもの（一部でも）は何ですか。（複数回答あり）

- 1) 賃金 2) 報償費（講師謝金） 3) 旅費
- 4) 光熱水費 5) その他需用費 6) 通信運搬費
- 7) その他役務費 8) 委託料 9) 使用料及び賃借料
- 10) 工事請負費 11) 備品購入費



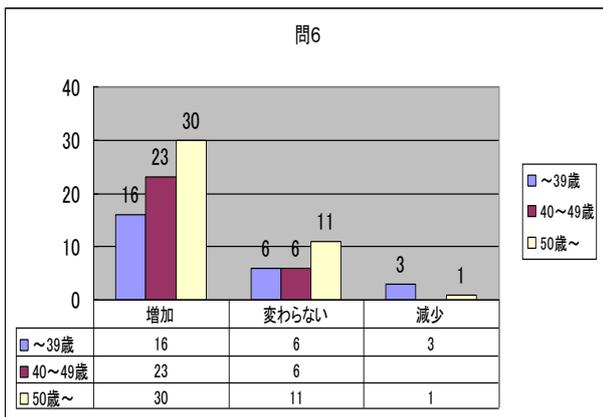
県費における「其他需用費（消耗品費、修繕料等）」の確保に年々苦慮する本県の予算状況から、私費の支援を期待する結果が見えてきます。

次いで、「旅費」「報償費」「備品購入費」の順となっています。特色ある教育活動を実現するための直接的あるいは補完的に私費への期待が感じられます。

全体として他の費目もコンスタントに挙がっています。

問6 私費業務に対する事務職員の関わりについて、今後どうなるとお考えですか。

- 1) 増加する
- 2) 今までと変わらない
- 3) 減少する



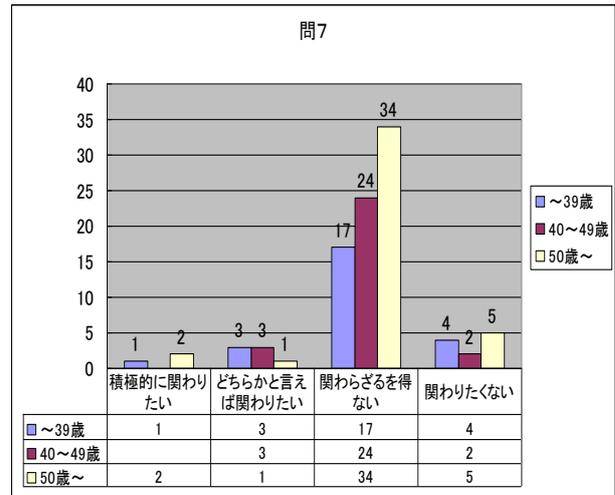
すべての年代において、「増加する」が約72%と多数となっています。私費業務の重要性の高まりが意識化されていると思われます。

「変わらない」の24%は、現に関わっている職員が、今後も現状どおり進んでいくという意識の表れと思われます。

「減少」は4%にとどまり、私費業務は事務職員の本来業務ではない、というスタンスに立っているためと思われます。

問7 あなたは今後私費業務に関わりたいと思いますか。

- 1) 積極的に関わりたい
- 2) どちらかと言えば関わりたい
- 3) 関わらざるを得ない
- 4) 関わりたくない



「積極的に」「どちらかと言えば」及び「関わらざるを得ない」を含めると約90%近くが私費との関わりを認めています。年齢が高くなるほど「関わらざるを得ない」割合が高くなるのは、経験と職責の変化が反映しているためと思われます。

同じ「関わらざるを得ない」についても、現在すでに業務関連者の多い30代以下、50代と、県費事務の中枢を担う40代については、意識の相違があると思われます。30代以下、50代については、現在私費の実務を行っているからこそ今後も「関わらざるを得ない」と考え、40代については、現在は関与が薄い、今後の自身の立場や状況の変化を予想し「関わらざるを得ない」と考えていると思われます。

また、「関わりたくない」の割合は全体で12%程度あり、それも30代以下と50代とがほぼ同数となっているのも興味深い結果となりました。30代以下では、実務の関わりにおいて一定の割合を有し、50代では一層の関わり度が高くなるため、業務の繁雑・困難性を強く感じているのかもしれませんが。

問8 問7の回答理由をご記入ください。

回答(抜粋)

～39歳	積極的に関わりたい	やりがいがあるから
50歳～	積極的に関わりたい	直接に生徒・保護者にとって必要性が高いため、存在意義がある業務
50歳～	積極的に関わりたい	学校事務と行政の違いは、「私費」と呼ばれる経費を職務としてやるかやらないかと考えるから。
～39歳	どちらかと言えば関わりたい	学校全体の運営を理解する上で必要不可欠であるため
40～49歳	どちらかと言えば関わりたい	学校全体の予算の把握が可能になる
40～49歳	どちらかと言えば関わりたい	県費との均衡を計りながらの予算運用が可能になると思われる
～39歳	関わらざるを得ない	県の予算が削られ、私費の重要性は年々高まっている。学校運営に私費が必要不可欠である限り、今後は事務職員も主体的に関わっていく必要があると思う。
50歳～	関わらざるを得ない	県費の減少に伴う、私費の増加という現状
50歳～	関わらざるを得ない	PTA等の団体から会計の委任を受けている
50歳～	関わらざるを得ない	県費と私費の両方で教育活動が展開されるため、私費運営に無関心ではいけない状況がある
50歳～	関わらざるを得ない	定数減に抗するには、多くの業務に携わる必要がある
～39歳	関わりたくない	事務量の増加 私費業務が職務内容とは思えない
40～49歳	関わりたくない	私費の取り扱いについて、権限がないのに責任だけをとらされている
40～49歳	関わりたくない	できれば県費業務に専念したい
50歳～	関わりたくない	私費は学校(事務室)で管理するものではなく、その団体自体で管理すべきものと思う

「積極的に関わりたい」については、全体の3%と少数ではありますが、直接に生徒や保護者にとって必要性

が高いためやりがいがある業務、と言う積極的な態度もありました。また、一般行政とは違い「私費」を扱う学校事務の特殊性に目を向けた意見もありました。

「どちらかと言えば関わりたい」については7%で、学校運営において予算全体の把握が可能となり、県費との効率的な予算執行が実現できるという前向きな意見もありました。

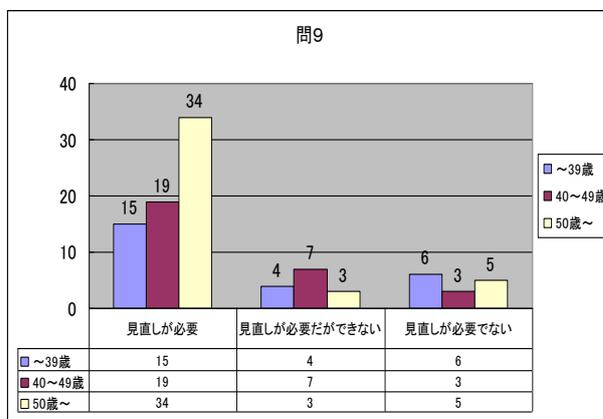
「関わらざるを得ない」については78%で、私費の学校運営上の重要性を認め、事務職員として無関心ではいけないという意識が感じられます。また、県費予算の削減、事務職員定数減、私費人件費減のなか、時代の流れから「止むを得ず」という意識も感じられます。

さらに、定数削減への対抗措置と位置づける意見や、PTA等の団体から会計の委任を受けているからと言う意見もあります。

「関わりたくない」については12%で、事務量増加の懸念に加え、権限がないのに責任だけとらされる、私費業務の位置づけが明確でない、県費職員の職務内容と思えない、という意見があります。また、徴収金の管理や執行については、その団体の意志が十分反映できるようにその団体自体で管理すべき、との意見もありました。

問9 現在、あなたが担当している仕事に、私費業務が新たに分担された場合、事務室の事務分掌の全体的な見直しが必要と思いますか。

- 1) 見直しが必要
- 2) 見直しが必要だができない
- 3) 見直しが必要ではない



全体の約70%が見直しが必要としています。しかも、年代が高くなるに従って割合が高くなっています。50

代では事務長の職が多く、事務分掌全体を考えなければならぬため、妥当な結果と言えます。

今後私費業務が分担されるのは避けられないという意識から、現状のままでは負担増になるため、見直しが必要という意見が多いと思われます。一方、約15%の人が「見直しは不要」としています。

年代別に見ると、40代が最も少なく、30代以下と50代はその倍の人が不要としています。

また、15%の人は「必要だができない」と回答しています。

問10 問9の回答理由をご記入ください。

回答（抜粋）

～39歳	見直しが必要	一部の職員が担当するのではなく、分担することにより業務量の公平性と透明性を持たせる必要があるから
50歳～	見直しが必要	量が多いため。但し私費を取り扱う場合は、必ず「業務としての位置づけ」がなされていることが必須
40～49歳	見直しが必要だができない	現在でも事務分担当が多く、定数が少ない状態では不可能
～39歳	見直しが必要ではない	私費業務のほとんどは、県費業務に準じているため、それぞれの事務分掌の担当者が実務を引き継ぐ方が効率的だと考えるから
50歳～	見直しが必要ではない	支出担当者に私費予算分を含めた計画・執行させる

「見直しが必要」については、各年代とも現行の業務量より増加となるため、業務量全体を見直すことは必要との意見が多いようです。また、一部の事務職員が担当するのではなく、均衡性や公平性あるいは透明性を基準にすべきとの意見も多数ありました。

私費を正式に業務分担の中に入れ込むとなると、各人の仕事量の見直しは、労働安全衛生の面からも必至という意見もあります。

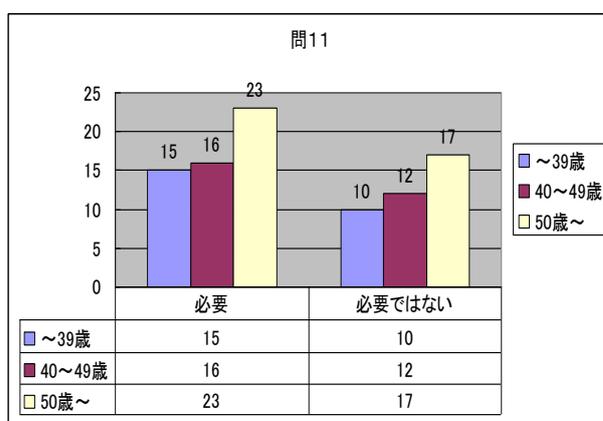
私費を業務として位置づけることが前提となっていることは、言うまでもないことです。

「見直しが必要だができない」については、各年代とも共通して人数不足を理由に挙げています。

「見直しが必要ではない」については、私費は業務量が限られているあるいは、業務内容自体が変わるわけではないから、と言う意見がありました。またPTA職員が常駐しているから、あるいは県費業務に準じているため、それぞれの事務分掌の担当者が実務を引き継ぐ方が効率的だと考えるから、と言う意見もあるようです。

問11 今後、私費の事務処理のため、学校間の共通な処理方法（会計ソフト等）が必要だと思いますか。

1) 必要 2) 必要ではない



問12 問11の回答理由をご記入ください。

回答（抜粋）

～39歳	必要	作業効率化が見込まれるため
～39歳	必要	処理方法の一本化により各学校の情報共有が簡潔になるから
40～49歳	必要	業務量の大幅な削減となる、また、学校間で業務内容が統一できるから
50歳～	必要	処理方法は学校間で統一した方が、異動したときも仕事がしやすいから
～39歳	必要でない	学校によって処理の方法が異なるから
40～49歳	必要でない	会計ソフト等があった方が便利だと思うが、学校間で取り扱いの異なる部分があった場合に混乱を招く恐れがあるから
50歳～	必要でない	私費は、学校の独自性が強く、共通の処理方法になじまないから

約60%の人が「必要」とし、一方、40%が学校独自のソフトでよいという結果です。

「必要」と回答した中では、効率性、共通性を重視しての見解が多く、「不要」と回答した中では、学校の実態が異なるため、共通のものに統一するのは困難であるとの意見が多いようです。また、現在使用しているエクセルで十分対応できているためとの意見が多くあります。

共通ソフトがあれば良いが、県費と異なり内容の学校間相違が大きいため、共通化が困難という意識の表れと思われる。

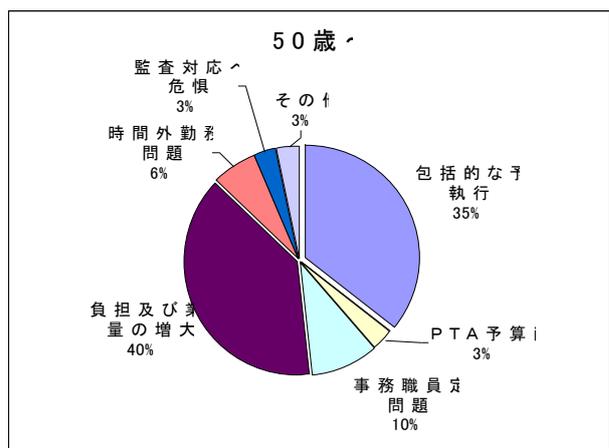
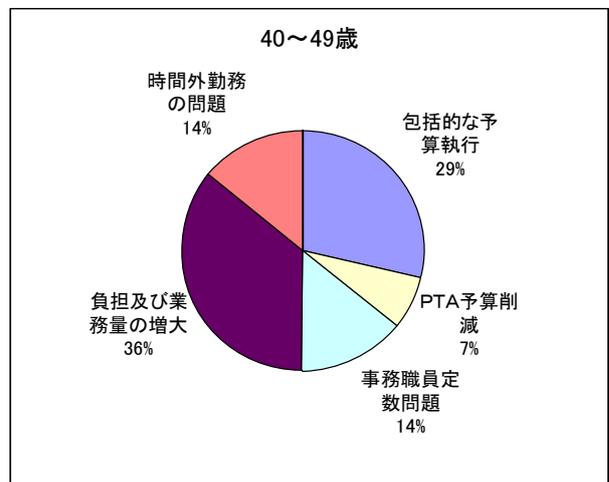
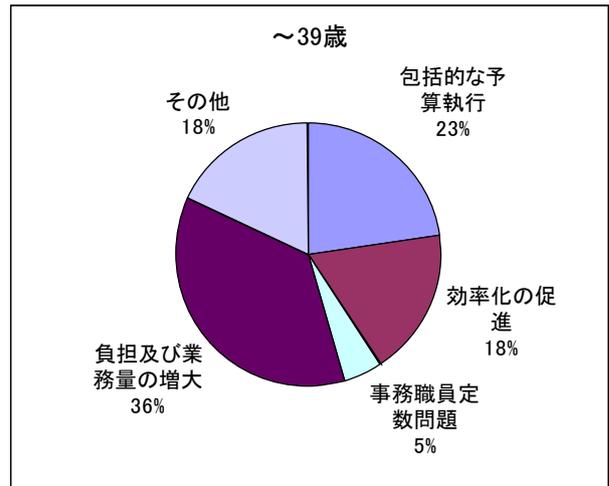
問13 今後、私費が業務分担の一部となった場合のメリット・デメリットあるいは抱負等、ご意見をお聞かせください。

回答（抜粋）

～39歳	学校の運営を全般を知ることができる
～39歳	県費と私費の両方の予算を管理することで、無駄を省く事が出来る
～39歳	年間支出計画がたてやすい
～39歳	県費ではできないことができる
～39歳	使途がわかる
～39歳	収支の透明化
～39歳	徴収金の減額、負担の軽減
～39歳	活動の幅が広がる
～39歳	収入と同額の還元をしたい
～39歳	生徒から徴収分と同程度の還元を何らかの形で行いたい
～39歳	決算予算の作成が大変だが、教育活動の活発さを実感できる
～39歳	事務量の増加
～39歳	負担の増加 督促などは担任等も関わるべきと思うが、事務職員が関わると全て事務室任せになる可能性がある
～39歳	職員の負担は非常に大きいと思われる
～39歳	事務室の負担が増える 教員のお金のことは事務室(自分たちは関係ない)という考え方が多い
～39歳	業務量の増加、事務職員の異動で私費に関するノウハウが受け継がれにくくなる
～39歳	仕事量が増えて負担になる
～39歳	現在も1つ1つ収入支出給与といった重要な仕事を行っている中、さらに私費までも業務となったら、負担が大きくなるのではないかと思う

～39歳	正確な管理が難しいところもある
～39歳	私費に関わる業務は大変なので、やはり単独での担当業務として確立した方が良いと感じる
～39歳	仕事量は増えるが、県の予算だけではどうしようもなくなってきているので、必要である
～39歳	PTA職員を新たに雇えるようにした方が良い
40～49歳	県費の補完となる
40～49歳	私費の業務内容を理解することにより学校運営の幅が広がる
40～49歳	学校全体の予算が把握できて、類似のことで県費・私費それぞれ支出していること等のムダが省ける。私費人件費が不要となり、予算に余裕ができる
40～49歳	県費との両輪としての予算運用、県費私費の同費目を同じ担当者にした際の、効率的な予算執行の可能性
40～49歳	最初はリスクを伴うと思うが、定数減に対するには、多岐にわたる業務に関わる必要があると思われる
40～49歳	事務職員の定数問題
40～49歳	私費については、よくわかっていないことが多いが、内容がわかるようになる
40～49歳	徴収、支出、管理全体において負担増
40～49歳	決算報告等仕事が大変
40～49歳	仕事量が増加する
40～49歳	これ以上仕事が増えるので、できればたくない
40～49歳	事務処理方法を全体的に見直すことにより、県費の事務量が減る可能性はあるのか
40～49歳	事務分担が増えれば、時間外勤務が増える
40～49歳	事務職員の負担が大きくなり、時間外勤務につながる
50歳～	県費と私費を合わせた執行計画を作ることが出来る
50歳～	県費私費両方を把握した上での仕事ができる
50歳～	保護者と話す機会が増える
50歳～	予算の編成に融通が出来るかも
50歳～	学校の全ての教育費が把握できる
50歳～	県費私費と合せて予算を立てることができるかもしれない
50歳～	学校経営という観点からすると、県費・私費のトータルで会計の全体像の把握が可能となる
50歳～	県費と私費を合わせた包括的運営が可能
50歳～	県費の需用費担当者が私費の支出も担当すれば、うまく予算の執行が行えるかも知れない
50歳～	予算が年々縮小され、私費と県費の全体的な予算執行を考えないと業務に支障が生じる

50歳～	適切かつ効率的な執行を行うことが大切である
50歳～	私費の業務分担に入れないと、事務室の定数削減につながる
50歳～	徴収金減額、保護者負担軽減、私費雇用者の業務軽減
50歳～	学校運営への参加
50歳～	学校における事務職員の存在価値を高めることになる
50歳～	少ない事務職員の負担増
50歳～	事務量が増えること
50歳～	私費の範囲が問題 その内容によっては事務量の増等
50歳～	事務量の増
50歳～	仕事が増える
50歳～	私費執行が県費同様の事務手続きが求められ、事務量が増加する
50歳～	事務量が増加するので、事務の省力化が必要
50歳～	私費担当者の負担大すぎる、特に督促において
50歳～	仕事が増える
50歳～	定数減が実施される中、県費に加えて私費も業務の中に組み込まれることに負担を感じるの否めない
50歳～	少ない人数で膨大な業務を抱え込むことになるだろう
50歳～	定数削減の中、業務を増やすことはしてほしくない
50歳～	事務量が増加し、時間外が必要になる
50歳～	徴収業務が大変、時間外対象となるか？
50歳～	監査対象となり、指摘事項が増える可能性大
50歳～	学校徴収金は、受益者負担との意識を保護者に持ってもらうのはもちろんのこと、学級担任も未納者宅等への関心を持ってほしい



上記の問いは、今回のアンケートの中で本研究委員会
が最も注目した問いでしたが、上記の回答意見を以下の
ように分類化し、年代別に傾向を見てみました。

- 1 包括的な予算執行
- 2 効率化の促進
- 3 P T A 予算削減
- 4 事務職員定数問題
- 5 負担及び業務量の増大
- 6 時間外勤務の問題
- 7 監査対応への危惧
- 8 その他

どの年代においても、「負担・業務量の増大」を危惧する意見が多数を占めています。この結果は当然と言えると思いますが、その中で「包括的予算執行」に期待する意見も同等の割合がありました。

30代以下において、他年代より「効率化の促進」の割合が高いのは、この年代が日々の業務の中で痛感しているからだと思われます。

40代においては、「時間外勤務」に関する意見が他年代より多数となっています。これは県費事務の中核を担う世代であるが故に、従来業務の+αに対する危惧の表れでしょうか。

50代においては、事務長、次長職で現在すでに私費業務を行っている職員が多く、状況を十分理解しているためか、意見の内容が比較的多岐にわたっています。

特に、監査対応を危惧する意見が存在するのもこの年代の特徴であると言えます。

以上が個人宛て「意識調査」の結果です。

アンケート結果をもとに調査研究を進めていく中で、従前どおり事務職員が私費に関与することへは消極的な意見（負担増、職務位置づけの問題等）も多数でしたが、「関わらざるを得ない」あるいは関与することのメリットを意識している職員も多いことが分かりました。これは、事務職員定数減が念頭にあることと、県費予算削減に対する救済措置として私費を効果的に運用し、学校全体の運営を活性化させる可能性への期待感の表れと思われる。

一方で、事務職員が関与するに当たって、負担増はやむを得ないとしても権限、責任あるいは監査対象の問題が危惧されるところです。しかし、昨今の県民や行政監査等で私費（学校徴収金）への関心の高まりや、授業料無償化後の校納金未納問題の悪化等、もはや私たち事務職員が関与を避けて通れないのではないのでしょうか。

依然としてクリアすべき諸問題はありますが、少なくとも私たち事務職員が私費への意識と関心を持つことは必要不可欠であると考えます。

おわりに

事務職員を取り巻く環境は年々厳しさを増してきており、全ての職場に「少数精鋭」が求められています。定数削減の波に抗しながら私費をどう捉えるかで私たち事務職員の方向性が違ってくるように思えます。私費会計業務を単なる加重される業務と捉えるか、新たな活躍の場として捉えるかの分岐点のようにも思えます。

県費と私費の両方の業務に関わることで、運営費の包括的な執行が可能になるだけでなく、無駄を省いて効率的な予算執行に資することも期待できます。このことは、事務職員の校務運営に参画する意識を高めるとともに、より一層、予算編成能力の向上につながっていくと思われます。

このように私費業務を担うことは、私たち事務職員の意識の変革をもたらし、保護者との関わりも増大するため、コミュニケーション能力も充実させる必要に迫られることとなります。このことは、パソコンを使つての業務が主体となっているため、コミュニケーションの希薄さが指摘されている今日的課題を克服するチャンスとなります。

現実問題として、私費業務を正式に担当業務に組み込む場合は、およそ70%の人が事務分掌の見直しが必要としています。やはり公平性の確保と労働安全衛生の両面から必至と言わざるを得ません。

さらに事務分掌の見直しの前に私費を法令で県費職員の「業務」であることを明確にすることが最優先とする意見も根強くあり、これが私費への関わりを避ける根拠となっています。

一方、その団体の意思が十分反映できるようにその団体で管理、運営すべきとの意見もあります。これは、団体の独立性・自主性を重視した考えに拠るものと言えます。

私たちの将来がどのように変貌するか容易に予測はつきませんが、今以上に定数・予算規模の両面から厳しい環境になることを余儀なくされると思われます。

このような中で私たち事務職員が存在価値を高めるためには、積極的に学校経営に参画する姿勢が必要と考えます。そのためには、県費・私費など区分に捉われることなく、広範囲に仕事の領域を広げることが求められます。

大局的な視野に立った校務運営に貢献しなければなりません。この業務内容の変化は、事務職員の予算編成力

を向上させる契機となり、今以上に効果的な提言ができるようになることが期待できます。

学校経営に積極的に参画する必要性が叫ばれるようになって久しい今日、全ての教育活動における予算の全体像を把握できるのが事務職員ではないかと思います。

その先に見えるものは、学校活性化の推進役としての事務職員の姿です。そこに、事務職員としての存在価値を認めることもできるでしょう。また、学校に配置される事務職員としての展望も開けていくのではないのでしょうか。

今回の発表を通して、公費に準じた処理を求められる「私費」業務に対し、学校内で唯一の行政職である事務職員として、今後どのように関わるべきかを考える一つの契機となり、そのことがより適正で有効な学校運営につながっていけば幸いです。

福岡県立学校事務職員協会 筑後地区事務研究委員会
福岡県立三池工業高等学校 事務次長 小田 雅子
福岡県立浮羽工業高等学校 事務次長 加藤 孝
福岡県立柳河特別支援学校 事務次長 野田 さとみ
福岡県立大川樟風高等学校 事務主査 高田 ルミ
福岡県立八女農業高等学校 事務主査 今津屋 修

学校回答用 FAX にてご回答ください ※送信票不要

「私費」に関する筑後地区事務研究委員会アンケート（兼回答用紙）

選択肢の設問は該当する番号を○で囲んでください。（複数回答可です）

FAX 送信先 久留米地区の方→三井高等学校 山三地区の方 →柳河特別支援学校
八女地区の方 →八女農業高等学校 大牟田地区の方→三池工業高等学校
両筑地区の方 →浮羽工業高等学校 12/14(水)までにご回答ください。

※該当する番号を○で囲んでください。（全て複数回答可です）

問1 私費（学校徴収金の収入及び支出）の実務担当者とはどなたですか。また決裁の回覧順（事務長まで）を下記の数字にてお書きください。

担当者 1) PTA 雇員 2) 事務長 3) 次長 4) 3以外の事務職員 5) 教員 6) その他 ()
回覧順 () → () → () → () → ()

問2 修学旅行契約事務担当者とはどなたですか。

1) PTA 雇員 2) 事務長 3) 次長 4) 3以外の事務職員 5) 教員 6) その他 ()

問3 指定物品契約事務担当者とはどなたですか。

1) PTA 雇員 2) 事務長 3) 次長 4) 3以外の事務職員 5) 教員 6) その他 ()

問4 徴収及び督促はどなたが行っていますか。また督促方法も教えてください。

例月分（その他校納金等）

徴収 1) PTA 雇員 2) 事務長 3) 次長 4) 3以外の事務職員 5) 教員 6) その他 ()

督促者 1) PTA 雇員 2) 事務長 3) 次長 4) 3以外の事務職員 5) 教員 6) その他 ()

方法 1) 電話 2) 郵送による文書 3) 担任へ連絡 4) その他 ()

随時分（ex.年1回の「一括徴収金」等）

徴収 1) PTA 雇員 2) 事務長 3) 次長 4) 3以外の事務職員 5) 教員 6) その他 ()

督促者 1) PTA 雇員 2) 事務長 3) 次長 4) 3以外の事務職員 5) 教員 6) その他 ()

方法 1) 電話 2) 郵送による文書 3) 担任へ連絡 4) その他 ()

問5 学校徴収金等検討委員会は、どの程度開催されていますか？

1) 年3回以上 2) 年1～2回 3) 開催していない

問6 私費事務処理のための会計ソフト等を使用されていますか。あれば内容を教えてください。

1) ない

2) ある 内容→1) 市販ソフト 2) 担当者作成のエクセルソフト 3) その他 ()

※ ご協力ありがとうございました。

個人回答用 FAXにてご回答ください ※送信票不要

「私費」に関する筑後地区事務研究委員会アンケート（兼回答用紙）

選択肢の設問は該当する番号を○で囲んでください。（複数回答可です）

※送信先については、学校回答用と同様です。12/14(水)までにご回答ください。

問1 あなたの年齢をお尋ねします。

- 1) ~39歳 2) 40~49歳 3) 50歳~

問2 あなたの私費に対するイメージはどのようなものですか。

()

問3 あなたは現在すでに私費（学校徴収金の収入及び支出）の事務処理に関わっていますか。関わっている場合、どの程度関わっていますか。

- 1) はい 内容→①回覧のみ ②収入事務 ③支出事務 ④収入事務及び支出事務

※「はい」とご回答の方で、何か困っていることがあればご記入ください。

()

- 2) いいえ

問4 学校における私費（学校徴収金）の役割とは

- 1) 県費と同等に教育活動を担うもの 2) 県費を補完するもの 3) 県費以上に役割は大きい

問5 現在、県費による支出を行っているもので、今後私費による執行を望むもの（一部でも）は何ですか。

- 1) 賃金 2) 報償費（講師謝金） 3) 旅費 4) 光熱水費 5) その他需用費 6) 通信運搬費
7) その他役務費 8) 委託料 9) 使用料及び賃借料 10) 工事請負費 11) 備品購入費

問6 私費業務に対する事務職員の関わりについて、今後どうなるとお考えですか。

- 1) 増加する 2) 今までと変わらない 3) 減少する

問7 あなたは今後私費業務に関わりたいとお考えですか。

- 1) 積極的に関わりたい 2) どちらかと言えば関わりたい 3) 関わらざるを得ない
4) 関わりたくない

問8 問7の回答理由をご記入ください。

()

問9 現在、あなたが担当している仕事に、私費業務が新たに分担された場合、事務室の事務分掌の全体的な見直しが必要とお考えですか。

- 1) 見直しが必要 2) 見直しが必要だができない 3) 見直しが必要ではない

問10 問9の回答理由をご記入ください。

()

問11 今後、私費の事務処理のため、学校間の共通な処理方法（会計ソフト等）が必要だと思いませんか。

- 1) 必要 2) 必要ではない

問12 問11の回答理由をご記入ください。

()

問13 今後、私費が業務分担の一部となった場合のメリット・デメリットあるいは抱負等、ご意見をお聞かせください。

()

※ご協力ありがとうございました。